

令和7年8月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和7年8月25日

決			裁	
会 長	局 長	係 長	係	担 当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和7年8月25日（月）午後1時30分から午後1時45分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（13人）

会 長： 1 番： 松村 孝市
委 員： 3 番： 片野 敏彦

委 員： 7 番： 南波 雅子
委 員： 9 番： 三宅 寿晴
委 員： 11 番： 長谷川 孝広
委 員： 13 番： 三浦 幸子

会長代理： 2 番： 榎本 太
委 員： 4 番： 柳澤 兵庫
委 員： 6 番： 川上 勝之
委 員： 8 番： 安城 守英
委 員： 10 番： 今井 輝子
委 員： 12 番： 本間 浩
委 員： 14 番： 藤村 信広

農地利用最適化推進委員（8人）

委 員：中条：15番： 高橋 一栄
委 員：乙：17番： 小泉 正
委 員：築地：19番： 信田 寿幸
委 員：黒川：21番： 中川 金男

委 員：中条：16番： 吉村 優作
委 員：乙：18番： 井上 優彦
委 員：築地：20番： 水澤 幸男
委 員：黒川：22番： 中山 学

4 欠席委員（1人）

委 員： 5 番： 片野 賀津雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、係長：小野智裕、主任：奥村正紀

7 会議の概要

議長	ただ今から、令和 7 年 8 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は 13 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。 それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13 番三浦幸子委員、14 番藤村信広委員のお二人にお願いいたします。 次に日程第 2、諸般の報告をいたします。 事務局報告願います。
事務局	それでは、ご報告いたします。 皆様のお手元にお配りしましたのは、7 月の総会以降の行事等の内容であります。 8 月 4 日、農業委員会活動推進研修会が新潟市江南区文化会館で開催され、10 名の委員と同日オンライン配信も行われ、6 名の委員の皆様にそれぞれ出席していただきました。 8 月 18 日、8 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、2 班の委員の皆様に案件を審査していただきました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長	次に日程第 3、議事に入ります。 始めに、第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 第 1 号議案は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。 まず、1 番の案件についてですが、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。 （議事参与委員・退室）
議長	それでは、事務局説明願います。
事務局	第 1 号議案の 1 番をご説明いたします。 議案書 1 ページをお願いします。 第 1 号議案の 1 番は、駐車場及び軽運動場整備のための転用が 1 件であります。 1 番の案件は、宮川及び北成田地内の畑において、駐車場及び軽運動場整備のための転用で、申請面積は合計 3 筆 546 m²であります。 譲受人については、市の空き家バンクを通じ、技能実習生の社宅として住宅を購入し、それに付随する農地について申請内容の整備をする計画となっております。 第 1 号議案の 1 番は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 議案書 5 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第 1 号議案の 1 番の事前審査結果について、3 番片野敏彦事前審査委員長から報告

	をお願いします。
3 番	それでは、ご報告いたします。 去る 8 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、2 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。 第 1 号議案の 1 番は、駐車場及び軽運動場整備のための転用が 1 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 1 号議案の 1 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案の 1 番について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。 (議事参与委員・入室)
議長	第 1 号議案の 1 番は、許可することに決定いたしました。 次に、第 1 号議案の 2 番から 5 番について審議いたします。 事務局説明願います。
事務局	第 1 号議案の 2 番から 5 番は、住宅建築のための転用が 1 件、山砂採取及び砂利採取のための一時転用が 2 件、砂利採取のための事業計画変更が 1 件の計 4 件であります。 2 番の案件は、住吉町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は 2 筆 338 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 3 番の案件は、築地地内の畑から山砂採取のための一時転用であります。 議案書 2 ページをお願いします。合計で 12 筆、所要面積は 7,899.34 m²、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。 4 番の案件は、東牧地内の田から砂利採取のための一時転用であります。 議案書 3 ページをお願いします。合計 8 筆、所要面積は 23,730 m²、採取期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとするものであります。

	議案書 3 ページから 4 ページをお願いします。 5 番の案件は、土作地内の田から砂利採取のための一時転用で、当初計画期限での砂利採取後の埋戻しが困難なため、期間を延長する事業計画変更の申請であります。採取期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの許可を、令和 8 年 3 月 31 日までとするものであります。砂利採取面積の変更はありません。 3 番から 4 番は、面積が 3,000 m²を超えておりますので、県農業会議に諮問する案件となっております。 第 1 号議案の 2 番から 5 番は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可及び承認要件を満たしております。 議案書 5 ページから 6 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第 1 号議案の 2 番から 5 番の事前審査結果について 3 番片野敏彦事前審査委員長から報告をお願いします。
3 番	それでは、ご報告いたします。 第 1 号議案の 2 番から 5 番は、住宅建築のための転用が 1 件、山砂採取及び砂利採取のための一時転用が 2 件、砂利採取のための事業計画変更が 1 件の計 4 件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可及び承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 1 号議案の 2 番から 5 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、2 番及び 5 番については、県農業会議に諮問せずに許可及び承認し、3 番から 4 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。 (農業委員・挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 1 号議案の 2 番から 5 番は許可及び承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 7 年 8 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和7年8月25日

議 長

13 番

14 番
